

学校いじめ防止基本方針

大阪府立北摂つばさ学校

平成26年1月29日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は創立以来、世界にはばたいていく人材の育成を教育目標としてきた。そのために人権教育として、規律の確立(生活指導)、個性の尊重(クラブ)、学びの確立(総合選択制)、の三つの課題に重点をおいて取り組んできた。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

- | | |
|---------|---|
| (1) 名称 | 「いじめ対策委員会」 |
| (2) 構成員 | 校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
教育相談委員長、人権ネットワーク部部长、指導教諭
支援教育コーディネイタ、ユネスコスクール・コーディネイタ |

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立北摂つばさ高等学校 いじめ防止 年間計画				
学年	1年	2年	3年	学校全体
目標	理解・実践 (自分が)されて嬉しいことと嫌なことを理解する	実践・率先 (自分が)されて嬉しいことを他の人に実践する	率先・垂範 (自分が)されて嬉しいことを他の人に率先して実践する	「(自分が)されて嬉しいことを他の人に」する」生徒を育てる
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 生徒状況の集約(高校生活支援カード) がダッシュ(自分が)されて嬉しいこと、嫌なこと 校外学習	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR(いじめを考える - (自分が)されて嬉しいこと、他の人にどこまで実践したか) 校外学習	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR (いじめをなくすために-いじめる子にどう対応するか) HR (ストレス・コントロールを学ぶ) 校外学習	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	自転車免許講習 社会貢献活動	自転車免許講習 社会貢献活動	(自転車免許講習) 社会貢献活動	教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくりの推進)
6月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	アンケート回収
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-されて嬉しいこと、嫌なこと」 社会貢献活動 職場体験(社会性育成)	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-どこまで実践したか」 社会貢献活動 職場体験(社会性育成)	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-いじめる子にどう対応するか」 社会貢献活動 職場体験(社会性育成)	第2回委員会(状況報告と取組みの検証)
夏休み				
9月	個人面談	個人面談	個人面談	教育相談週間
10月	文化祭・体育祭	文化祭・体育祭	文化祭・体育祭	上半期のいじめ状況調査
11月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 社会貢献活動	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 社会貢献活動	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 社会貢献活動	アンケート回収
12月				
1月	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-されて嬉しいこと、嫌なこと」	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-どこまで実践したか」	アンケート「安全で安心な学校を過ごす-いじめる子にどう対応するか」	第3回委員会(年間の取組みの検証)
2月				
3月	社会貢献活動	社会貢献活動	社会貢献活動	

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、(各学期の終わりに、など) **年3回**、(検討会議を)開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した**全校生徒集団**としての質を高めていくことが必要である。

本校では創立以来、生活指導(特に身だしなみ指導)を巡って生徒の主張する「自由」を正してきた経過を持っている。創立時に示したのは以下の通りである。

「自由とは他を害さないすべてのことをなしうること」であり、他を害するか否かの境界を規範(規則、法)として定め、他を害する場合は強制力をもって矯正するのが社会である。規範意識の確立途上にある生徒にあっては、どのような行為がどのように他を害することになるのか、を理解すると共に、**実生活において確証するプロセス**を提供することが学校に求められている。その意味では、授業をはじめとする**すべての教育活動に対して規律をもって臨む姿勢**は、高校生として必要不可欠な姿勢であり、**人権教育の前提であり基礎**である。このことは人権教育推進委員会を中心に、担任・学年、すべての分掌を含む学校全体で取り組まれるべき課題である。「(自分が)されて嫌なことを他人にしない」「**全体の規律の中で自己実現をはかる**」ことのできる生徒を育成するために、全教職員が協力する。

以上の方針で教育活動を展開した結果、生徒の規律は飛躍的に向上した。また、平成23年度以降の東日本大震災の復興支援活動等を通じた、生徒全体における**思いやり、利他行動としての社会貢献活動**の定着が、学校に対する社会意識を変え、つばさ生としての自尊心を持てる状況を作り、規律を不可逆点にまで高めた、という認識の一致ができるに至った。その上で、平成25年度以降、ユネスコESDパスポートを導入し、学校文化として**思いやり、利他行動の定着をめざして教育活動を展開**している。(表1)

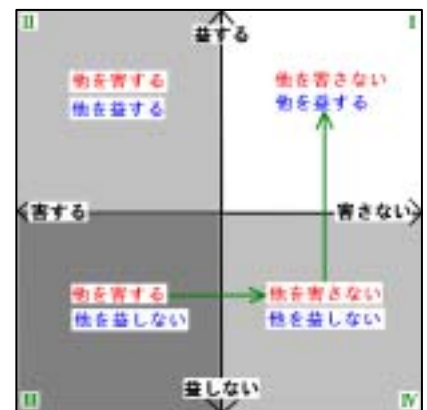


表1

以上、本校の教育活動の経過を踏まえて、いじめをなくすための方策を設定すると、これまでの生活指導、社会貢献活動の部分で効果を上げてきた教育内容を学校全体の教育活動に敷衍し、生徒個人間の人間関係にまで及ぶ原理・原則に高めることである。(表2)

なぜならば、いじめとは、個人や集団が他者に害を与えることである。全校生徒集団が、他者に対して「(自分が)されて嫌なことを人にしない」「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という**集団になれば**、いじめは発生しないからである。

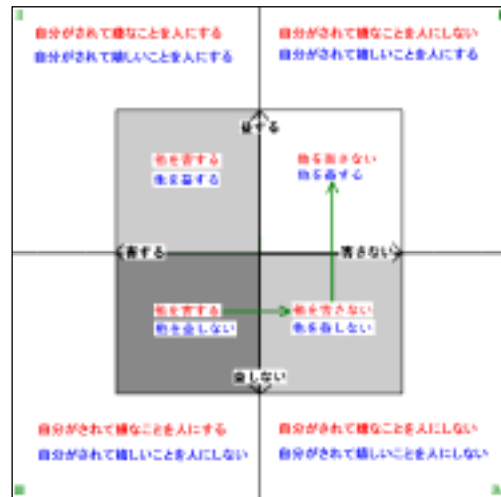


表2

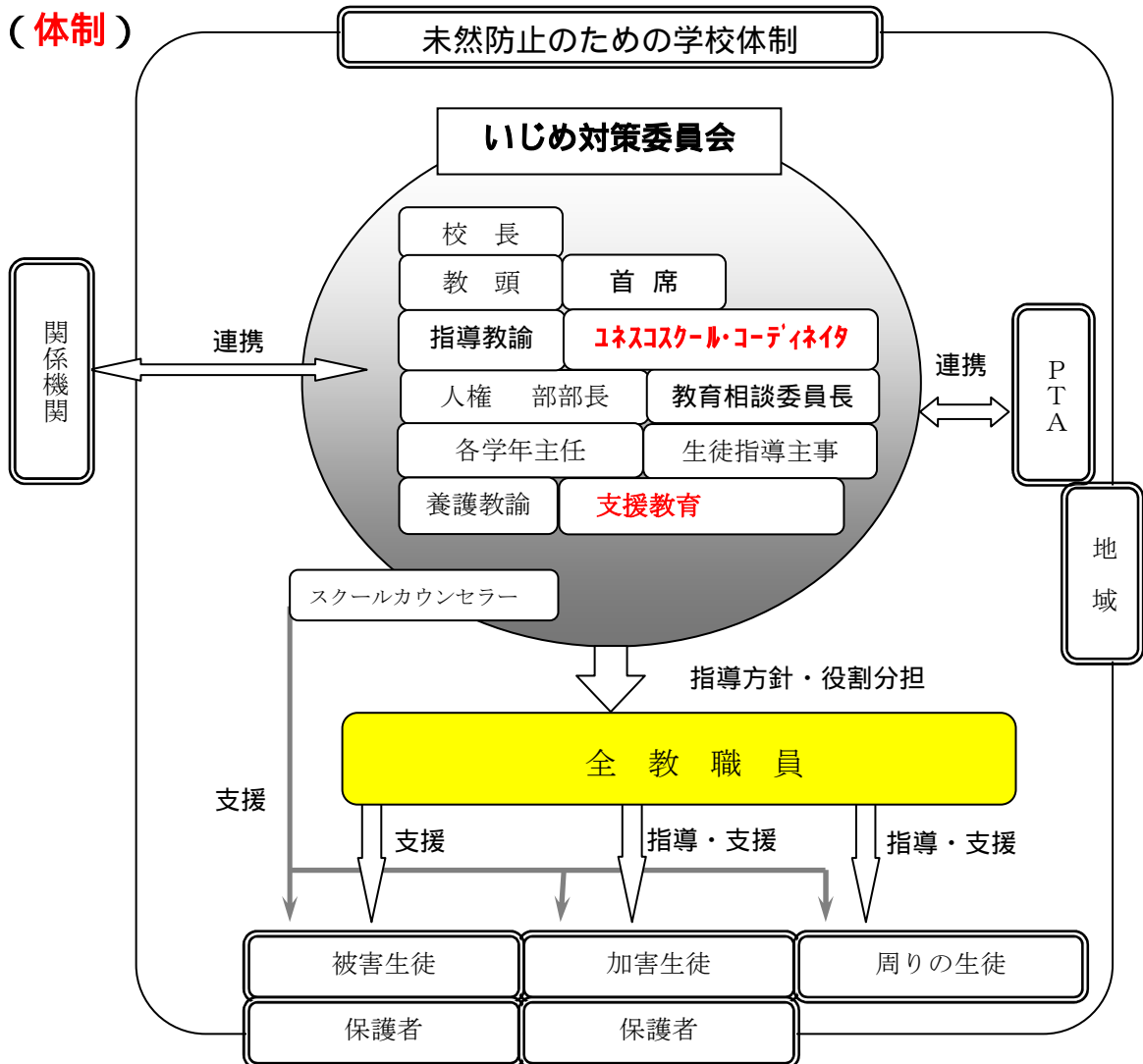
生徒に対して「(自分が)されて嫌なことを人にしない」という規範の内容を繰り返して明示するだけでは、具体的に何をしたらいいのか、という行動様式を確立することはできないのであり、生徒に必要なのは「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という、積極的に行動するための指針と、指針に基づく具体的な行動様式の習慣化である。

また、いじめた生徒自身がいじめられた経験を持つために、逆に「仲間」集団の力を借りて報復的にいじめる側に回るという場合、さらに(特にネット上においては)「いじめ」「いじめられ」の立場を入れ替えながら連鎖して継続するという場合もある。このような報復の連鎖を断ち切るとともに、「身内(仲良し)」か「他人」か、という基準で行動する小集団を育成していないか、全ての教育活動や生徒指導を見直すことが必要である。

「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という行動の指針にもとづく行動様式が、教員の指導によって習慣化する前に、恣意的な生徒の小集団が固定化し、「グループの論理(掟)」で固まってしまって教師の言うことを聞かない」という事態を招いていないか、入学から卒業までの全ての教育活動を点検し、必要ならば改めていくことが必要である。特に対人関係に課題のある生徒にあっては、「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という生徒全体の行動様式が身につくまでは、「他人行儀」が基調になっている全体集団の方が個人として救われる、という生徒もいると考えられる。そのことに配慮して生徒集団を指導する。

以下、学校目標を整理する。

学校目標：「自由とは他を害さないすべてのことをなしうることを理解し「(自分が)されて嫌なことを人にしない」とともに「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という生徒を育てる。全ての教育活動を通して本校の学校文化として学校の隅々まで行き渡らせる。



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素から、いじめについての共通理解を図るため、

教職員に対して・・・生徒の指導にあたって「(自分が)されて嫌なこと」をしているか否か、「(自分が)されて嬉しいこと」をしているか否か、で観察・分析する。また、特定の対象生徒に対して、行動が継続していないか、を分析し、クラス、授業、クラブにおいて、生徒を把握する。

生徒に対しては・・・「(自分が)されて嫌なこと」が特定の対象生徒に継続してなされている場合は改める指導を開始するとともに、「(自分が)されて嬉しいこと」が特定の対象生徒にのみ継続してなされている場合は、対極的な振る舞いをしている生徒がないか確認すると共に、どの生徒にも同じように振る舞うことを求めて指導する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という行動の積み重ねは、他者からのコミュニケーションを活発にする、ということを理解する必要である。

そのために、・・・「(自分が)されて嬉しいことを人にする」を全ての生徒の行動原理として定着させるために、「**されて嬉しいこと**」を**してもらったときには、「ありがとう」の言**を返すのが**めだ**ということを定着させる。

- (3) いじめが生まれる を踏まえ、指導上の 意としては、・・・いじめを受けた者が、いじめる者に正しく ・ 議するのではなく、より い者に対するいじめに る 向をもつ、という観点に立つ。いじめは、生徒が生徒をいじめるという関係、教職員が生徒をいじめるという関係、その他の 関係が生徒をいじめるという関係があり る、と理解して指導する。

分かりやすい授業づくりを進める・・・分からない授業に 加し続けるのは、生徒の立場からすると苦痛を強いられているということであり、いじめの関係で理解すると理解しやすい。教師が分かりやすい授業づくりをすすめることで、生徒が 感をもつことは、他者 のいじめに る 向を取り くことに がる。生徒一人一人が活躍できる生徒の全体集団を育成するために・・・学校に けるさまざまな教育活動、さらには地域における社会貢献活動、一定の役割を果たすことで、「ありがとう」と感 される場面に 場できるように、多様で多 の けを設ける を じる。

スト スに 切に対処できる力を育むために・・・いじめ「(自分が)されて嫌なこと」をされた時にどのように対応することが、正しい であり 議であるのか、また解 方法なのかを学習する。報復の連鎖に組みしない方法論を学習する機会を設定する。

いじめを 長するような教職員の不 切な認識や言動等、指導の在り方に 意を うため・・・教職員の不 切な認識や言動、指導のあり方についての法 などの原理的な研修と組み合わせてケース研修を 年定期的実施する。

- (4) 自己有 感や自己 定感を育む取組みとして、・・・
社会貢献活動について 3 年間の達成目標を設定し、学校としての指導計画を立てて指導する。
- (5)生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、・・・総合・LHR の時間を活 して、いじめに至る心理、行動、を相対化して学習するために、シミュレーションを いた学習を行う。

第3章 期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの 大を れるあまり えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく えたり、 えることが しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠 性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それ へ、教職員には、何 ない言動の中に心の えを感じ取る い感性、隠れているいじめの構図に づく深い 察力、よりよい全校生徒集団にしていこうとする い行動力が求められている。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原 因を把握し指導に当たることが、いじめ防止に大切なことである。いじめの事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが できる状況にある場合がある。

いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から 悔い、相手に 謝罪する 気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

そのために、いじめた生徒自身がいじめられた経験を持つが ために、報復のためにいじめる側に回っていないか、また「仲間」集団の力を借りていじめる側に回っていないか、さらに(特にネット上においては)「いじめ」「いじめられ」が立場を入れ替えながら連鎖し継続していないか、などを確認する必要がある。また、このような報復の連鎖の 中で、「(自分が)されて嫌なことを人にしない」「(自分が)されて嬉しいことを人にする」という行動原理よりも、「身内(仲良し)」か「他人」かという行動原理が 優先されていないかを確認し、当該生徒、および関連生徒の行動原理が改められるように指導する。

いじめを受けた当事者は、周りの生徒からの理解や教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変 化する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。また、いじめを受けた生徒が、報復のためにいじめる側に回ろうとしていないか、「仲間」集団の力を借りていじめる側に回ろうとしていないか、「いじめ」「いじめられ」が立場を入れ替えながら連鎖し継続していないか、などを確認する必要がある。

いじめを受けた者が「いじめ」「いじめられ」の報復の連鎖に組みすることが無いように 注意するとともに、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の 構築をする 機会を通じて、事象の教 育化を行い教育課題 と高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者 の対応については、(別 表)「5つの 対応ル ールに応じた問題行動 の対応チ ャート」を 参考に、 関係機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの 疑いがある場合、ささいな 事象であっても、いじめの 疑いがある行為には、いじめ 被害者からの確に 関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと 見られる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や 報告があった場合には、いじめ 被害者 に 謝罪する。

その 上、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の 安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で 対応せず、 早急に学年主任や分掌長等に報 告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その 上、当該組織が中心となって、 早急に関係生徒から事情を 聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、 関係職員が教育委員会に報 告し相談する。

- (4) 被害・加害の保護者 の連 については、 問等により直 会って、より に行う。
- (5) いじめが 行為として取り われるべきものと認められるときは、いじめられて いる生徒を徹底して り通すという観点から、 察 と相談し、対応方針を検討 する。
- なお、生徒の生命、身体又は に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ち に 察 に通報し、 切に援 を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者 の支援

- (1) いじめた生徒の別 指導や 席 止などにより、いじめられた生徒が ち着いて教 育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に り い支える体制をつくる。 その 、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい 人や教職員、 、地 域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、 スクールカウンセラーの協力を て対応を行う。

4 いじめた生徒 の指導又はその保護者 の 言

- (1) やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の 取を 行う。いじめに関わったとされる生徒からの 取にあたっては、個別に行うなどの 配慮をする。
- (2) 事実関係を 取した は、 にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めると ともに、継続的な 言を行う。
- (3) いじめた生徒 の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の 任を自覚させる。なお、いじ めた生徒が える問題など、いじめの にも目を向け、当該生徒の 心・ 全、 健全な人格の発達に配慮する。
- その指導にあたり、学校は、 の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウ ンセラーの協力を て、組織的に、いじめをやめさせ、その 発を防止する措置を とる。

5 いじめが きた集団 の きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として え させる。
- そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認すると ともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや しさについて考えさ せ、相 の心の み の共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- また、同調していたりはやし立てたりしていた「観」、見て見 ぶりをしてい た「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けて いる生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、 感・ 立感を強める存在 であることを理解させるようにする。

「観」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不

を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された場合、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、いじめを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発しながら学校生活を心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や関係機関等の状況を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教育化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その原因や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活かし、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育や文化祭、校内外の学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良質な人間関係を作っていくことができるよう切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の発生を確認し、その内容をスクリーンショット・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、必要に応じて、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの発信者や閲覧者の対応については、必要に応じて、大阪府教育委員会・人権保護部や関係機関等、関係機関と連携して対応する。
- (3) また、情報リテラシー教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的能力の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他